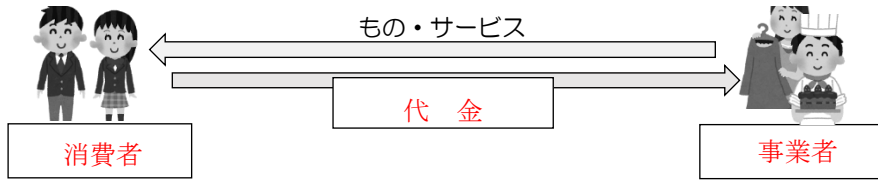


「契約」って、どんなもの？



契約クイズ 1

Q1 次の中で「契約」と言えるのはどれでしょう？

- ① バスに乗る
- ② コンビニでバイトする
- ③ 自動販売機でジュースを買う
- ④ タブレットを買う

Q2 契約はいつ（どの時点で）成立しますか？

A 雄は新しいスマホが欲しくて、携帯ショップに行きました。

- ① A 雄「このスマホにします。」店員「こちらの商品ですね。ありがとうございます。」
- ② 店員「では、契約書に必要な事項を記入してください。」A 雄が記入し、印鑑を押した。
- ③ A 雄が代金を支払った。
- ④ 新しいスマホを初めて使用した。

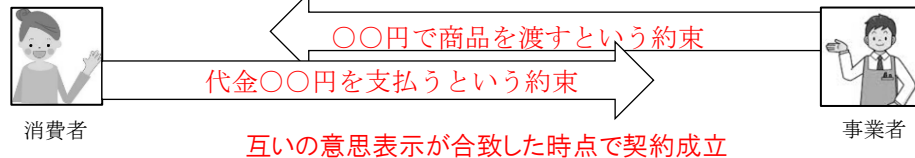
Q3 契約はやめられますか？

A 雄は新しいスマホを手にしたが、できることなら、解約したいと思っている。

- ① 契約書があれば解約できる。 ※スマホは2年契約がほとんどで、中途解約には
- ② 使う前だったら解約できる。 解約金の支払いを求められる
- ③ 原則として一度契約したものは解約できない。

まとめ①

契約とは、法的責任を伴う(約束)。一方の都合だけで解消できない。
 =(自己責任 の原則)



(口約束)が基本。

契約書を作成するのは、複雑な契約内容を互いに確認するため。

契約が守られない場合は、(損害賠償)を求められることもある。

あなたの意思決定を左右しそうなキーワードは？

※それぞれで考えさせる

法律によって解約が認められる不当な契約とは

ウソの情報でだます、断れないように脅す、判断する時間を与えない
 品質が不安な商品を提供する

消費者保護の法律

消費者契約法、特定商取引法（クーリングオフ制度も含む）
 製造物責任法（PL法）

契約クイズ 2

※未成年者の契約も「民法」に規定されている

Q1 次の契約のうち、ルール違反の契約は？

- ① B 子は高校 2 年生 17 歳。ネットで話題の「ダイエットサプリ」1 か月分 3 万円の商品を親に内緒で契約した。 → 小遣いの範囲以上なら解約できる
- ② C 男は高校 1 年 16 歳。スマートフォン契約に親は反対していたので、契約書の年齢を 20 歳と書いて契約した。 → 年齢を偽っているので解約できない

未成年者の契約・・・(保護者) の同意が必要 法律上は「法定代理人」
 保護者の同意なしの契約は解除できる

- ・ 小遣いの範囲内の契約
 - ・ 自分が成人と偽った契約
 - ・ 婚姻している未成年者の契約
- これらに該当するものは適用外

まとめ②

いずれにしても、基本的に 1 度契約したものは(守ること)が原則。
 だからこそ、慎重に(意思決定)することが大切！

